

# 危機管理の実際 (Q&A) 児童虐待

はじめに

## 「深刻な虐待事案と児童虐待防止法改正」

平成31年に発生した千葉県野田市の女児死亡事件など、子どもへの「しつけ」を名目にした虐待が後を絶ちません。この事件では被害に遭った児童は学校でのいじめアンケートに「お父さんにぼう力をうけています…中略…先生どうにかできませんか」と書きました。一度は一時保護されたものの、自宅に戻った後も虐待は続き、この子は命を落としました。厚生労働省のまとめによると、令和元年度、子どもが親などの保護者から虐待を受けたとして児童相談所が対応した件数は全国で193780件にのぼりました。これは統計を取り始めた平成2年度以降増え続けており、前年度より33942件、21.2%増加し、過去最多を更新したそうです。

これらを受け、令和2年4月から児童虐待防止法が改正され、親による体罰が法律で禁止されました。また、教職員や学校は虐待、もしくは虐待の疑いがある場合、自治体や児童相談所に「通告」する義務があります。子どもの「人権」と「生命」を守るために学校の持つ役割は大きく、最悪の事態を招くこともあります。だからこそ、十分な危機管理が必要とされます。

では具体的に虐待防止の対応について整理していきます。

全国で18歳未満の子が保護者から受けた虐待

| 虐待の種類 | 内容の例             | 児童相談所<br>相談件数 | 割合    |
|-------|------------------|---------------|-------|
| 心理的虐待 | 暴言・面前DV          | 109,118件      | 56.3% |
| 身体的虐待 | 殴る 暴行            | 49,240件       | 25.4% |
| ネグレクト | 面倒を見ない           | 33,345件       | 17.2% |
| 性的虐待  | わいせつ行為する・させる・見せる | 2,077件        | 1.1%  |

令和元年度 厚生労働省発表

## 1 「教職員の意識向上」

虐待は「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」の4つに分類されます。学校、教職員は虐待を早期発見し、自治体や児童相談所と協力し、速やかに対応しなければなりません。毎日子どもと接している教職員は虐待を発見しやすい立場にあります。「虐待かもしれない」と敏感に感じるためには、教職員の意識を高める必要があります。教職員に虐待に対する正しい知識や認識と関係諸機関との連携の仕方などを周知するために、学校における虐待防止研修の持つ役割は大きいといえます。文科省から「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」や「養護教諭のための児童虐待対応の手引」が出ていますので参考にしてください。



藤井寺市立第三中学校 校長  
全国公立学校教頭会 顧問

奥 雅美

## 2 「校内組織の整備」

虐待事案が起きた時に即

子どもと接している教職員は虐待を発見しやすい立場にあります。「虐待かもしれない」と敏感に感じるためには、教職員の意識を高める必要があります。教職員に虐待に対する正しい知識や認識と関係諸機関との連携の仕方などを周知するために、学校における虐待防止研修の持つ役割は大きいといえます。文科省から「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」や「養護教諭のための児童虐待対応の手引」が出ていますので参考にしてください。

## 3 「保護者との信頼関係の構築」

学校は虐待の疑いを持った場合に「通告義務」がありますから、その際自治体や児童相談所は誰から得た情報なのか守秘義務があるため公表しません。しかし、どう考えても学校が通告したとしか考えられない情報もあり、通告をためらうことがあります。もししくは学校からの情報であることが明かされたために児童相談所の動きが迅速にできないという事態に陥ります。学校が通告したとわかったら、保護者は「学校に裏切られた」と感じる人が多いようです。虐待通告の後の保護者との関係断絶はその後の児童の支援に大きなリスクをもたらします。それを防止するための秘策として、虐待が起きる前に準備が必要です。厚生労働省の「体罰等によらない子育てのために」リーフレットなどのように保護者あてのわかりやすい解説を配布しておき、「親の体罰は禁止」「学校は虐待を知ったら通告義務がある」「虐待を通告するのは親を罰するためでなく、子育てに困って子どもに手をあげてしまっている親を自治体や児童相談所と一緒に助けたいから」ということをお知らせしておきましょう。入学説明会や年度初めに必ず配ると決めておいてもいいかもしれません。ほとんどの場合、虐待をする保護者は「子育てに困っている」ため、子どもだけでなく保護者も救

済する必要があるのです。このことを日頃から管理職が心掛けておくことで保護者への伝え方のニュアンスも変わってくるでしょう。

#### 4 「虐待の早期発見と通告」

虐待の発見には子どもが教職員を信頼し、深刻な事案でも相談をしてくれるような関係を築いておく必要があります。心や体の傷が浅いうちに発見し、早期対応したいからです。また、客観的に情報を共有するために記録用紙を作成しておくことが便利です。その後通告するときの文書作成にも役立ちます。

「身体的虐待」は明らかかなあざやなどの外傷で発見されることが多いです。体育の着替えの時や、痛みを訴え保健室へ行くなどの児童の行動から発見されます。教職員が児童に直接聞き、すべてを語らなくても、その話に違和感をおぼえたらすぐに管理職に報告と同時に養護教諭や児童と同性の教職員とともに他にも傷がないか確認する必要があります。「性的虐待」や「心理的虐待」はアンケートや個人面談などの聞き取りから、「ネグレクト」は健康診断や歯の健康状態、欠席理由の違和感などから発見されることが多いでしょう。中にはあざの発覚を恐れて学校を休ませる場合もあります。不登校で会えない場合も法律や制度を説明し、学校が本人の現認をする必要があることを保護者に理解してもらわなければなりません。

時にはどの虐待においても他の保護者からの通報というものもあります。これは慎重に十分な聞き取りを行う必要があります。保護者間の人間関係が親密かつ健全なら、発見した保護者が直接止めるもしくは忠告するはずだからです。関係が悪い保護者からの通報は偏った見方が考えられますので、しっかりと情報収集をしてください。

どの場合も早急に保護者に事情を確認します。この場面で先に述べた「学校は虐待を知ったら通告義務がある」「虐待を通告するのは親を罰するためなく、子育てに困って子どもに手をあげてしまったという親を自治体や児童相談所と一緒に助けたいから」という種を先に蒔いた効果が表れます。

次に校内で協議し、虐待として「通告」する必要がある事案か判断しなければなりません。ここでためらわず学校が毅然と組織対応できるか、管理職の采配が試される場面ともいえるでしょう。

令和元年度に児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は警察等、近隣知人、家族、学校等からが多くなっていますが、学校からの相談は全国で13856件(7.2%)です。困ったら教育委員会と相談して、積極的に通告することが大事です。

#### 5 「関係諸機関との連携」

通告した後は各自自治体の担当課や児童相談所が調査を行い、必要があれば保護者を指導したり、児童を保護したりします。警察や保健所が関わる場合もあります。どの組織がどういう権限を持ち、どんな支援をするのかを研修で教職員に周知しておくことは効果的です。学校にはない権限をそれぞれの関係機関が持っていますので、保護者が子育てに困っているとき、学校で話を聞くだけでなく、学校以外の相談機関を紹介し、協力して家庭を支援していくことができれば虐待に至らずに済む場合も多いからです。

また、未然防止や再発防止の観点から自治体の要保護児童対策地域協議会への情報提供は丁寧に行いましょう。体裁を整えて、良いことばかり書いていては本場に必要ない支援ができません。子どもや保護者の情報は関係機関で共有され、資料として保管され、引き継がれていきます。市をまたぐ転出でも自

治体同士で情報共有され、転出先の市でも子育てサポートが継続されます。

また逆に夫婦喧嘩の通報で子どもの面前DV発覚などで警察から、照会という形で児童相談所から管理職あてに情報が入るような場合があります。この場合は守秘義務があるので直接本人にアクションを起すことはできませんが、いつも以上に気を付けて子どもの様子を見守る体制を作ることではできません。

どの場合も関係機関と学校は協力して家庭を支え、子どもを守るという姿勢を貫き、一人でも多くの子どもを救ってほしいと思います。

#### さいごに

虐待対応に限らず、学校の危機管理には教職員的心構えと管理職中心の組織対応が重要です。危機管理の「さ・し・す・せ・そ」を紹介して結びとさせていただきます。

|   |  |
|---|--|
| 危機管理の「さ・し・す・せ・そ」<br>教職員の心構え編<br>さ…最悪を想定して<br>し…慎重に<br>す…素早く動く<br>せ…誠実な対応を<br>そ…組織の一員として | 危機管理の「さ・し・す・せ・そ」<br>管理職の行動編<br>さ…最新で正確な情報を得る<br>し…指揮系統をはっきりと<br>す…素早く対応、慎重に判断<br>せ…戦略を持って<br>そ…組織の動きを全員に周知する |
|---|--|